

平成28年度 第1回高齢者支援部会

議事録

日 時：平成28年9月8日（木）

19時50分～20時40分

場 所：とかちプラザ 大集会室

(会議次第)

- 1 開 会
- 2 委員自己紹介・事務局職員紹介
- 3 会 議
 - (1) 部会長選出
 - (2) 副部会長選出
 - (3) 帯広市地域ケア会議について
 - (4) 介護予防・日常生活支援総合事業について
- 4 閉 会

(委員・専門委員)

- 出席（8名）

大江委員、杉野委員、野水委員、酒井委員、畠山専門委員、渡辺専門委員、池田専門委員、
広瀬専門委員
- 欠席（1名）

濱専門委員

(事務局)

- 介護保険課
下野課長、家内課長補佐、佐々木係長
- 高齢者福祉課
五十嵐課長、安田課長補佐、藤本地域包括ケア担当課長補佐、
城岡地域包括支援センター担当主査、丸山主任

(議事録)

- 事務局
ただいまから、平成28年度第1回高齢者支援部会を開催致します。
議事に入ります前に、このたび新しく委員に就任頂いた方もいらっしゃいますので、委員の皆様から自己紹介をお願い致したいと思っております。

(各委員・専門委員より自己紹介)

- 事務局

皆様ありがとうございました。続きまして、本部会の事務局を担当致します職員を紹介させていただきます。

(職員紹介)

- 事務局

本日は、委員及び専門委員9名中8名のご出席になりまして、過半数のご出席をいただいておりますので、本専門部会は、帯広市健康生活支援審議会条例施行規則第4条第1項の規定により、成立しておりますことをご報告させていただきます。

次に、次第の2、部会長の選出でございますが、本日が初めての部会となりますので、部会長選出までは事務局の選出までは事務局の方で進行させていただきます。

部会長の選出は、帯広市健康生活支援審議会条例施行規則第3条第4項の規定により、委員の中から皆様の選挙により定めるものとされております。

早速ではございますが、部会長の選出についてどのような方法に致しましょうか。お諮り致します。

- 委員及び専門委員

指名推薦による提案を致します。

- 事務局

ただいま指名推薦のご提案がございましたが、部会長の選出は指名推薦によるものとしてよろしいでしょうか。

(各委員及び専門委員 異議なし)

- 事務局

ありがとうございます。それではどなたか指名推薦をお願い致します。

- 委員及び専門委員

前期に続きまして、大江委員を推薦致したいと思います。

- 事務局

ただいま部会長に大江委員の推薦がございました。他にご推薦はございませんでしょうか。

(各委員及び専門委員 ほか推薦なし)

- 事務局

大江委員の部会長選出がありましたので、大江委員を部会長とさせていただくことに異議はありませんでしょうか。

(各委員及び専門委員 異議なし)

- 事務局

それでは、部会長は大江委員に決定致しました。大江委員には部会長席にお移り頂きまして、この後の進行をお願い致します。

(大江部会長ご挨拶)

- 部会長

それでは、次第の3、副部会長の選出ですが、副部会長は健康生活支援審議会条例施行規則第3条第6項の規定により、部会長が指名ということですので、私から指名させていただきます。

副部会長には、杉野委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員専門委員 異議なし)

よろしいですか。 それでは杉野委員、副部会長席にお移りください。

(杉野副部会長ご挨拶)

- 部会長

それでは、次第に入らせて頂きます。最初に、次第(1)の帯広市地域ケア会議について、事務局より説明をお願い致します。

- 事務局

帯広市の地域ケア会議についてですが、資料1、地域包括ケアシステム構築に向けた地域ケア会議体系図をご覧ください。

地域ケア会議の体系及び健康生活支援審議会にご報告させて頂きたい事項についてご説明させて頂きます。

まず、地域ケア会議の考え方についてご説明させて頂きます。地域ケア会議は、介護保険法にて、市町村は包括的・継続的業務の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議の設置に努めなければならない、と設置の努力義務があります。

地域ケア会議は、地域での個別のケースの課題分析等を通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画へ反映させる等政策形成につなげることを目指しているものです。

帯広市の地域ケア会議につきましては、地域包括支援センターおよび帯広市で実施していくものとし、これまでも地域包括支援センターが中心となって、日常業務で必要と思われた個別の課題解決、ネットワーク構築、地域課題の発見をするため実施してまいりました。

今年度につきましては、先ほどの考え方に基づきまして、地域課題の発見から地域に必要な資源開発や地域づくり、政策提言までつなげていけるよう、配布させていただきました体系図のとおり整理をしまして、要綱を制定致しました。

これにより、個別レベルの地域ケア会議から発見された課題を、日常生活レベルの地域ケア会議で集約・整理をして、さらにはそれぞれの課題を市レベルの地域ケア会議で集約をする、そして様々な範囲の課題の解決を、段階を経て目指すことと致しました。

図の下の方から書かれていますが、地域包括支援センターが実施・担当して頂くという個別ケア会議やケアマネジメント支援会議、これによって個別の課題の解決を行っていき、この課題の積み重ねから地域包括支援センターが担当している日常生活圏域内の圏域ケア会議にて地域の課題を発見する、そして帯広市全ての地域包括支援センターで行う地域課題共有会議にて課題を共有・整理をして、その後、下から上がっていつているのですが、帯広市で実施する分野別のネットワーク会議にて課題の整理や今後必要な対応策を話しあって、今後政策として必要なものについて、健康生活審議会各部会へ提言させて頂くという流れとしました。

今後、進捗状況につきましても、随時お知らせをしていきたいと考えております。

説明は以上となります。

- 部会長

ありがとうございました。それでは、ご質問などはありますか。

(質疑特になし)

- 部会長

よろしいですか。そうしましたら次に、次第(2)の介護予防・日常生活支援総合事業について事務局から説明をお願いします。

- 事務局

それでは、平成29年度介護予防・日常生活支援総合事業についてご説明させていただきます。

資料2をご覧ください。

平成26年6月に医療介護総合確保推進法が公布されたことによりまして、資料右側にありますように、現行の介護予防給付における要支援1・要支援2を対象とする訪問介護、通所介護につきまして平成29年4月までに介護予防・日常生活支援総合事業へ移行し、現行相当のサービスに加えて、基準を緩和したものや、住民主体などの多様なサービスを提供するほか、介護予防事業を一般介護予防事業として、市町村の実情に応じて実施するように国から示されているところでございます。

介護予防・日常生活支援総合事業の目的につきましては、元気な高齢者などの住民の多様な主体による幅広いサービスの提供を通し、高齢者の社会参加や役割づくりを図りながら、互助の精神を育むことで、介護予防・生活支援を総合的に進めるものでございます。

主な内容としましては、資料の左側に記載してありますが、介護予防・生活支援サービス事業のうち、訪問型サービスにおきましては、まず、介護予防訪問介護としまして、専門職による入浴や身体介護、生活支援等の現行のサービスを継続していくほか、サービスAとして、市が定めた研修の受講者などによりまして生活援助の提供、サービスBとしまして、元気な高齢者の介護予防の視点からボランティア等の住民主体によりまして生活援助等の提供を行うものでございます。

次に、通所型サービスとしましては、通所によります専門職による日常生活の世話や機能訓練を行うほか、サービス A としまして、機能訓練、入浴、送迎の利用を選択して提供可能とする（ア）と専門スタッフによります少人数を対象として、運動機能の向上などのサービスを提供する（イ）の2つの区分を行ってまいります。

また、これ以外に国が示すサービスにつきましては、平成30年度以降の実施に向けた検討を行っていき考えております。

一般介護予防事業につきましては、現行の事業の名称を変更しまして、対象者として要介護認定者を含めたすべての高齢者に拡大し、内容の充実を図ってまいります。

介護予防・生活支援サービス事業の遂行にあたりましては、介護予防ケアマネジメントによりまして、ケアプランの作成を行い、事業を進めてまいります。

介護予防・日常生活支援総合事業の対象者につきましては、65歳以上の基本チェックリスト該当者や要支援1及び2の方で、平成29年度につきましては3,000人程度と見込んでございます。申請の窓口につきましては、介護保険課と市内4箇所の地域包括支援センターとなります。

今後のスケジュールとしましては、平成29年4月の事業開始に向けまして、現在も実施しておりますが、事業所との意見交換をはじめ、所管の厚生委員会への説明を経まして、11月に事業者に対します説明会を開催していきたいと考えてございます。

平成29年1月から事業者の指定の受付を開始し、順次決定していくほか、市民への地域説明会、広報等によります市民周知を行っていききたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

- 部会長

ただいまの説明を受けて、ご質問などございませんでしょうか。

- 委員及び専門委員

スケジュールの中で、8月までに事業所との意見交換となっていて、訪問型サービスと通所型サービスとそれぞれ意見交換されるかと思うのですけれども、通所型の方は実は私出席しましたので何となく分かるのですが、訪問型のサービスで何か事業者から出た意見があれば補足して頂ければと思うのですが。

- 事務局

意見交換の中で、ある程度、市が現在考えている人の配置ですとか、特に基準を緩和する部分の基準について市の考え方を述べさせて頂いたのですけれども、やはり、基準を緩和したと簡単に言っても、ここに書いてある、生活援助にも書いてあるのですけれども「市が定める研修」を受講したということだけでは、なかなか新たな人が出てこないだろうという意見がありました。

市が定める研修の受講者だけで、基準を緩和したサービスを実施していただくかと考えていたのですけれども、そういった意見を頂いていることもありまして、その辺の考え方については見直していこうかと考えております。

後は、簡単な考え方につきまして説明をさせて頂いたのですけれども、あまり基準が低すぎると

軽減には非常に厳しいという意見も頂いております。

- 部会長

そのほかございますか。

- 委員及び専門委員

現行の介護予防・二次予防事業は口腔と栄養をやっているのですけれども、平成29年度の一般介護予防事業の中ではどのような考えでしょうか。

- 事務局

口腔と栄養につきましても、今年度も引き続き取り組ませて頂いておりまして、今は介護予防事業を委託してそれぞれ、各法人で取り組んで頂いておりますけれども、その中に来て頂いている方たちにチェックリストをやりながら、対象者を確認して事業へ繋いでいきたいと考えております。

- 委員及び専門委員

訪問型サービスの中で「住民主体」という表現があるのですけれども、この説明の中でボランティア等が住民主体のサービスを行うという表記なのですが、ちょっとイメージが湧かないのですが何か事業所に住民ボランティアの方が所属して活動を行うのでしょうか。普通に住民の方が何かをするという形ではありませんよね。

- 事務局

事業所というわけではなくて、ボランティア団体とか自主グループといったイメージになると考えて頂ければと思います。

- 部会長

どこかに所属するとか、籍をどこかに置くというわけではなく。

- 事務局

どういう団体である、という規定はなく例えばNPO法人であるとか、地域包括支援センターに籍を置いておかなければならないとか、そういう考えではないものです。

- 部会長

コーディネーションも住民がやってください、と。

- 事務局

コーディネーションという部分でいきますと、今、地域包括ケアシステムの仕組み構築のなかで、生活支援体制整備というものを進めてきておりまして、今お話しているこの訪問型サービス、これはあくまでも要支援1の方に対するボランティアの提供なのですが、生活支援体制整備の方では帯広市全体のボランティア活動を提供していく体制整備を進めてきておりまして、その中でコーディネーターというものを現在配置してきておりますので、その方々が要望を聞きながらこういった形

でボランティア体制を構築していくかということを中心に現在打ち合わせ、検討してきております。

- 委員及び専門委員

では、この資料の「ボランティア等」というのは、どういうことで。

- 事務局

「ボランティア等」というのは、そういった活動が可能な団体を募集する、いろんなところがございませうけれども今後新たに作っていく、養成をしていくということになります。

- 委員及び専門委員

これから、ということですね。その方々が訪問型サービス B を行っていくという。

- 事務局

そういうことです。

- 委員及び専門委員

例えばボランティア団体が NPO 法人という形になって、それがサービス提供を行うような。

- 事務局

訪問型サービス B につきましては、介護保険法で認められていない生活支援・援助という部分をやっていただこうと。ここに買物代行とかゴミ出しとかがありますけれども、現在の訪問介護で実施されていない部分について、ボランティアの方々にやっていただく、こういう考え方です。

- 委員及び専門委員

こういう手が届かないところ、かゆいところをフォローして頂けるのはありがたいサービスだなと解釈はしているのですけれども、ちょっと流れが分からなかったの。

- 事務局

団体を養成していく、つくっていくというところが今後の課題になっていくのだろうなと考えています。

- 委員及び専門委員

いつぐらいから。今後のスケジュールは。

- 事務局

団体の養成につきましては、生活支援体制整備という協議体の方でやっていくことにはなりますが、既にサービスを提供できる団体については順次登録していってもらうという流れになります。

- 委員及び専門委員

今のボランティアのことですけれども。

私、社会福祉協議会のほうで、ボランティアアドバイザーということで協力をするということをやってきておりますが、社協には、いろんな施設からボランティアの要請があって。大きな行事をやるときもそうですけれども。施設に入居されている方が、外出をする、それからお買い物へ行くときなど。

そういった、お手伝いをして頂きたいというときは、社会福祉協議会へ来て、私たちアドバイザーの中で個人登録とか団体のボランティアが登録をしているところへ声をかけて、そこで行ける方をNPOとの連携を取ってボランティアに行ってもらいたいという。

そういう理解でよろしいですか。それとはまたちょっと違うもので。

- 事務局

流れとしましては同じ流れなのですけれども、これはまず介護サービスになりますので、ケアプランの中でサービスの位置づけをして「あの方には必要なサービスだ」ということで、サービス提供をしている団体と調整をしていってもらいたいという流れになるかなと思っております。

- 委員及び専門委員

あくまでも「団体」で「個人」ではないという。

- 事務局

個人ではないというものです。

- 部会長

これから進むもので最初は何だろうかと思われるかと。だいたい概要は分かったと思いますが、例えば所属がどこであるとか、包括しているところはどこなんだ、ということがあって、調べれば分かるようになると思います。

今、社協さんがやっているもので言えば、そこから人が派遣されている流れがあるので、分かりやすいですけれどもね。

- 事務局

今考えているのは、今の介護サービスでは事業所の一覧表を揃えて各業者様へお渡ししてその中から必要な事業所を選んでもらうという形になっていきますので、同じように、帯広市ではあくまでも団体の登録を受け付けて、それを一覧表の形にしてどういったサービスができるかというのをもちろんお示しをしながら、ご紹介していくというイメージなると。

- 委員及び専門委員

訪問型サービスBは住民主体ですけれども、方向性・ビジョンとしては非常に良いのですが、これを行政としては、助け合いを啓蒙していく一方で、それに関わるトラブルですとか補償めいたことまでは見込めない、ということに。

- 事務局

そうですね。

- 部会長

ほかに。

- 委員及び専門委員。

生活支援体制整備の協議体のところで、第1層のコーディネーターが動いているという私の理解なのですが、地域ケア会議の中ではこういった位置づけになるのかももう少し。帯広市が課題について話し合う場合はどのように。

- 事務局

地域ケア会議の中でいくと、生活支援・介護予防ネットワーク会議というのが生活支援体制整備のネットワーク会議にあたるので、その中でボランティアに関することも話し合われていくと思います。

ボランティアの養成については、今年度から開始する予定でいます。

- 部会長

ほかにございますか。

- 事務局

先ほど専門委員からご質問のあった、介護予防事業についてですが、一部勘違いしまして今年度の平成28年度の取り組みについてご説明してしまったのですが、来年度については、口腔と栄養の個別のプログラムについては色々課題を整理しているところではあるのですが、そこは一般介護予防に統合して、個別については廃止していく方向で検討中です。

周知啓発の部分にやはり力を入れていこうということで、集団対象として栄養と口腔についてはやっていきたいという考えで整理しています。

- 部会長

そのほかは。

それではひとつ、昨日、介護保険審査会があって、要支援2の方が非該当となって。非該当の方は介護予防事業をやることになる。

- 事務局

今現在ではそうなるのですが、来年度この介護予防のうちの総合支援事業が始まったときは、非該当になってそこでもう一度基本チェックリストをやって事業の対象者となれば、こちらの事業・サービスは使えることになります。そこで、基本チェックリストというものをやって対象にならなければ、やはり一般の介護予防事業の方を使って頂くという流れになります。

- 部会長

そうするとお金がかかるからやらない、という人も出てくるかもしれない。昨日は該当非該当の理由を考えたときに非該当にできなかったのですよね。要支援1でしたが。

非該当になる方たちが、そういったサービスを受けられなくなるということもあるので、そういう事も考えていかなければならなくなると思ったところで。

- 事務局

審査会の中で、その人にとって必要かどうかという判断のもとに進めていただければいいと思います。

- 部会長

そのほか。

- 委員及び専門委員

細かなところになりますけれども、介護予防事業が今年度少し変わっているものがあると思っておりますが、周知の方法について、今年度事業者の方が特に普及啓発事業と同じような周知が別々の事業者から行くとか、二次予防は今のところ参加者が多くないと聞いています。

介護予防をきっちり説明するときは、周知の方法は何らかの工夫がないと、受託した事業者にしても一般介護予防事業としてやっていくとなると、広がりにくいのかなという感じがするのですけれども。

これは意見なのですが周知の方法は工夫をしていかないと、本当の介護予防の意味になっていかないのではないかなという気がするので、ここは是非ご検討頂きたいと思っております。

- 事務局

ありがとうございます。今回はプロポーザルで周知方法も含めて事業所に委託という形で、色々実施させて頂いています。

その中では、地域の実情を踏まえて受託頂いた事業者さんが工夫して周知頂く、ということなのですが、なかなかそこはうまくいかないところもあったりするので、市が音頭を取りながら事業所間の情報共有をしながら、うまくいっているところの共有をしてもらいながら、それぞれの事業者さんで取り組んでいただくということになります。方法についてはやはり協議しながらやっていきたいと思っております。

- 委員及び専門委員

よろしく申し上げます。

- 部会長

そのほかは。

- 委員及び専門委員

ちょっと的外れな話で申し訳ございません、デイサービスをやっているところが増えてきているのですけれども。

実際に施設に通われている方の身内の方から「私の祖母は動けるし、何でも自分でやるので、デイサービスに行っても、もう少し手をかけないで欲しい」という話があって。

何でもやってもらうので家に帰ってくると、デイサービスで受けたことが何でもやってもらえるものだと思って、家族の者にもあれをやって欲しいこれをやって欲しい、という要求が今までよりも多くなったと。

人手が足りないので、施設の方が動いて頂けて本当に家族も助かるのだけれども、そういうことによって以前よりも家に帰ってきてても動かなくなってしまったという、そういう方がいらっやまして。

そういう意味では、家族の思うようにはいかないのでしょうかけれども、家にいて今までやっていたことが出来なくなってしまう、というのではなくて、それを継続して役割としてできるものがあれば役割を与えて欲しい、という希望を聞きましたので。

- 事務局

今のお話をお聞きして、市としても事業所の指導をしていく側面もありますのでそのお話をしていくということもありますけれども、そういったお話をケアマネさんにも少し話をして頂いて、両方から事業所の方に「もう少し手をかけないでもらえれば」とか、もう少し利用する方の状況を見ながら、ということをお伝えして指導していくしかないのかなと。色々な事業者がありますので、難しいところで。

- 委員及び専門委員

ご家族は感謝しているのですけれども、その反面、家へ帰ってきたら私の仕事がまた増えてしまった、というわけで。なかなか難しいかな、と思うのですけれども。利用されている方にそういう声があったので、どこかで機会があれば、ちょっとそういうことをお伝えしておいて欲しいというお願いでした。

- 部会長

そのほか。

- 委員及び専門委員

違う質問なのですけれども、今議題になっているのは介護予防ということで、健康な身体で自分らしく生活していきましょうという支援だと思うのですけれど、最近テレビやメディアにも出ています。認知症検査とかそういうことを伝道師の方が広くやっていただいている、認知症に関して垣根が低くなってきているような気がするのですよね。

残念ながら認知症という病気というのは、自分が知らずして進行していく病気なのですけれど、セーフティーネットというか、年齢によって区切りをつけるのは申し訳ない話なのですがある程度の年齢になると癌検診のように診る機会だとか、検診という形で取り組むことは出来ないものかなと。

または既に違う部門で取り組んでいるということがあれば、教えていただきたいと思います。

- 事務局

認知症の方が増えてきているという実情があるということと、認知症にならないということは難しいことであって、早い段階で確認であるとか予防という面で、自分の状況を知るということは色々やはり検査があったりしまして、情報は寄せられるのですけれども、今のところ帯広市で何かの検査を導入するだとか、どこかの検診に合わせて実施するというようなことは、実施していないというのが現状です。

ただ、認知症の予防という面で、どういった形で認知症に気づけるかということは、考えていかなければならないと認識していて、何か具体的に取り組んでいるということではないのですが、これからの重要なポイントとしておさえているところです。

- 部会長

若年型の認知症や家族性アルツハイマー病など、若くして認知症になった方をなるべく早期発見ができるような取り組みとして、精神科の医師だけの力では難しいところもあって。地域包括支援センターの役割と、かかりつけの医師の力も頂ければと思います。

普通の認知症の検査ばかりでは分からないのですが、これから段々と進んでいくとしたらゲノムの解析が出来ていって遺伝子レベルで分かるようになる、そういうイメージですが、そういった検査が有料でございまして。

そういうことを市がどれだけ進めていけるかという。

- 委員及び専門委員

誤解がないように言うと、認知症の方を探してその方のケアをしましょうということではなくて。

実は私も母を見守り・介助しているのですが、その認知症状になりましたら介護状態になりますけれども、こういう風にきちんと整備がされていて、ケアが充実したということになりますけれども、本人にとってはある日突然そんなことになっても「私は年寄りじゃないし」ということで、サービスに対してすごく拒否反応というのが現にあると思うのですよね。

自分自身の健康を認識できるように、認知症や健康に対する予防にもっていけるようになっていくとスムーズかな、と。本人にとっても負担がないですし、家族が一番気のおけない仲で不満がそこで出てしまわないように、一つの入り口にならないかなと思ひまして。

- 部会長

分かるうちに早期介入ができるような。

- 事務局

部会長がおっしゃっていただいた、分かるうちに介入するという意味ではこの10月から認知症初期集中支援チームというものが設置されて動くようになります。

「もしかして」と思った段階で相談頂ければ、看護師と医療職がチームになって支援して、ドク

ターもサポートして頂きながら、早期に介入して最低6ヶ月間集中してケアにあたるというチームも今後は力を発揮していくこととなります。周知がすごく大事だと思うのですが、

- 委員及び専門委員

ケアという意味では、サービスの誰かと繋がるということが、それがケアマネさんだとすごく良いと思うのですが、サービスを使うには2年かかるイメージ、あの人が来てこの人が来て繋がるというように。そのきっかけになれば。

- 部会長

初期集中支援チームで管理するのは、組み合わせがちょっと違って、初期集中というのは認知症のかかり始めではなくて、「かかっているかも知れない」んですよ。介護の介入のように「初めてする」という初期、という意味ですね。

だから「既に認知症」という人、家族から見ても周りから見ても、徘徊するし、できることができなくなって、という場合にも必要で。

そういう意味では、初期にスクリーニングをする、認知症を発見するというではないのですよね。おっしゃったことは一つそれであるのですが、もう半分は広くあまねく認知症の周知啓発をする、ということが必要になってくるわけですね。

全ての人の協力が必要になるのですが、若いうちからそういったことにボランティアで参加して頂くとか、そういう活動を通して力を発揮していただくとか、講演をしたりしていくことも大事でしょう。

- 事務局

認知症の周知啓発については、地域包括支援センターの協力も得ながら、サポーター養成を一所懸命やっています、今1万人を超える状況にはなっていますがそこにも更なる力を注いでいます。

部会長がおっしゃって頂いたように、初期集中支援チームの方は、初期という意味には2つの意味が含まれていて、早期発見の部分と、初めて医療にかかる中度・重度になっても分かった時点で繋げられるようなチームの力があると思いますので、お力を借りながら進めていきたいと思っています。

- 委員及び専門委員

先日、地域包括支援センターに配置されています、認知症地域支援推進員が中心になって作成した「認知症ガイドブック」も出来上がりまして、老人クラブや地域交流サロンなどに出向いて、このことの周知啓発にむけて進めていきたいと思っています。

- 委員及び専門委員

認知症という言葉、何かの折にメディアとか色々なものを通して耳に入ってくるようになって。昔で言う「ボケました」というものですが、歳を取ってくると簡単に「物忘れしたから認知症になった」という言葉を発するお年寄りも増えてきています。

老人クラブでは「友愛訪問推進活動」をやっています、個々を訪問して回るときにもそういう会話が出てきて「この頃私、認知症になってしまって」なんて言う会話になって。ですから、ゆう

愛活動委員は出来るだけ、認知症の講習とかを受けるようになれば。

なかなか専門的なことは分からないのだけれども、基本的に、もの忘れと認知症は違うんだという事とか、最低限のことだけでもきちんと分かってもらおうと思って今は、ゆう愛活動を一所懸命やっています。訪問したときに、そういうお話が出たら「今度良いお話があるから一緒に行って聞いてみましょう」とか、本人もそういうお話を聴くのが良いのではないかな、と思いながら頑張っています。

- 事務局

正しい知識を得て頂くということですね。

- 部会長

活発な意見交換になりましたが、そのほかにありませんか。

- 委員及び専門委員

今日、濱専門委員が欠席でしたので私からお話させて頂ければ。

帯広市介護支援専門員連絡協議会の会長をしておりますので代わりに申し上げますが、先ほどの、デイサービスの方で手をかけ過ぎというお話で。

家族はレスパイト、休息が取れるというものが、デイに行ってもらおうと手をかけすぎて逆に、介護の負担が大きくなってしまおうという意見があつて。お聞きして辛かったのですけれども。

デイサービス利用の目的が本人と家族で異なることについて、それはケアマネジメントの結果が上手く伝わっていないために起こる弊害かと思えます。

介護予防や自立に資するケアマネジメントと言うものを、しっかり会員にも伝えていきたいと思えます。今日のご意見ありがとうございました。

- 部会長

ありがとうございました。それではよろしいでしょうか。

- 事務局

次回の高齢者支援部会につきましては11月を予定しておりますけれども、日程については部会長と相談致しまして、またご案内したいと思います。よろしくお願ひ致します。

- 部会長

長時間にわたりましたが、本日の高齢者支援部会の議事は全て終了致しました。皆様、どうもお疲れ様でございました。